

農地法第3条許可申請に必要な書類一覧(個人用)

本部町農業委員会
令和7年4月以降

【必須書類】

	書類の名称等	発行場所	必要部数
1	農地法第3条許可申請書・・・様式第2号の1	\	申請人の数+1部
2	〃 (別添)・・・様式第2号の1①～⑤(該当するもの)		各1部
3	土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	法務局	1部(原本)
4	位置図(案内図) 各種地図を利用して作成。例:住宅地図、Googleマップ等 ※役場1階住民課発行の航空写真でも可・・・500円/1枚(手数料)	\	1部
5	住民票謄本(譲受人)		住所地の市町村 住民票担当課
6	農業経営改善計画書又は営農計画書(譲受人が作成すること)	\	1部(原本)
7	誓約書		1部(原本)

【必要に応じて添付が必要な書類】

	書類の名称等	発行場所	必要部数
8	耕作証明書(譲受人) <u>※本部町外に住所があり、耕作地がある方</u>	住所地の市町村 農業委員会	1部(原本)
9	公図 ※申請日より2年以内に分筆または合筆された土地の場合	法務局	1部(原本)
10	委任状 ※代理申請(申請人から依頼を受けた行政書士等)の場合	\	1部(原本)
11	契約書(写) ※賃借権・使用貸借権等の権利設定や解除条件付の場合		1部
12	同意書 ※すでに耕作者が存在している小作地の場合	\	1部(原本)
13	農業委員会が必要とするその他書類		1部

※注意事項

- ・申請書の提出期限は毎月10日(閉庁日の時はその翌日)です。
- ・申請書の提出期間は毎月1日から10日(閉庁日の時はその翌日)です。
※申請書類に3つ以上不備がある場合は、受理しませんので、ご注意ください。
- ・本部町外に住所を有する者が譲受人または借受人である場合、農業委員による聞き取りを行います。
- ・農業委員会総会は、毎月25日前後に開催します。
- ・登記事項証明書・住民票謄本等の証明書は、申請日より3か月以内のものに限ります。
- ・土地登記事項証明書の所有者名義人の住所と現住所が異なる場合は、住所変更の経過が分かる証明書(戸籍の附票等)を添付してください。
- ・一筆の土地の一部の所有権移転の場合は、分筆登記後に農地法の申請をしてください。
- ・許可後の登記手続きは申請人で行ってください。
- ・必要に応じて、申請後に追加で書類提出を依頼する場合があります。ご了承ください。

【お問い合わせ】 本部町農業委員会 TEL:0980-47-2412 FAX:0980-51-6007